令和６年度　柏崎市立荒浜小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立荒浜小学校

平成２７年１月２８日策定

平成３１年４月　一部改訂

令和２年３月　一部改訂

令和３年３月　一部改訂

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※　**いじめの定義**（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめ防止等の基本的な考え方

⑴　いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第４条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第８条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

⑵　学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭を中心とした「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任で早期対応にあたる。

３　いじめの未然防止の取組

荒浜小学校は「かかわりあい、ささえあい、みとめあい」のできる人間関係づくりを、あらゆる教育活動の基本に据えている。互いの存在を大切に感じ、他者への貢献を自分の喜びとして実感する体験を丁寧に積み重ね、児童の自己有用感や自己指導能力を高めることで、いじめの未然防止につなげる。

(1) 分かる授業づくり

・「荒小のきまり」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）

・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開

・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる。

・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。

・学年部による指導案検討、授業参観、授業協議会を通して、わかる授業づくりに取り組む体制づくりの充実を図る。

⑵ 支持的風土を醸成する学年、学級経営の充実

・学級内の係活動等、学級・学年の中で１人１役の活動を意図的に設定し、それに取り組むことを通して、他者へ貢献する喜びを味わいながら、自己有用感、自己存在感が高められるようにする。

・学級・学年の仲間相互に、感謝・共感の気持ちをもち、その思いを自然に伝え合うことを大事にして、全教育活動に取り組む。教師自ら率先して、感謝・共感の思いを児童に伝え、学級・学年の支持的風土をより高められるようにする。

⑶ 人権教育、同和教育の充実

・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

・いじめ見逃しゼロスクール集会を実施し、中学校区絆集会に参加する。

・人権教育、同和教育授業実践に際しては、事前の学年部による指導案検討会を行う。

・かかわりあい、ささえあい、みとめあいを基底にした教育課程を編成し実施する。

・指導計画に基づいた、人権教育、同和教育授業や活動の着実な実践を行う。

⑷ 特別活動の充実

・代表委員会や学級活動において学校・学級における生活向上のための諸問題の解決に向けた取組を進める。

・ファミリー班活動（たてわり班による異学年交流）（掃除、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間のふれあい等）の充実を図る。

・心ほっとメッセージの活用を計画的に行う。（運営委員会による企画・運営の活動）

・いじめ見逃しゼロスクール集会を行う。

・松浜中学校区、絆集会に参加する。（５・６年）

・絆集会で学んだことを児童朝会で発表し、いじめ０に対する意識を高める。

⑸ 他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動

・地域への理解と愛着を深める活動を、体系的・計画的に実施する。

例：生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等の地域ボランティアの方との関わり（野菜の栽培活動、地区探検、昔遊び、花植え活動、読み聞かせ等）

⑹ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

・インターネットや情報を適切に活用する力が身に付く授業を実施する。

・インターネット利用に係る実態を年1回以上把握する。

４ いじめの早期発見のための取組

⑴ 日常的な指導の心構え

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

⑵ アンケート調査の実施

・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。（年２回　６月、１１月）

⑶ 教育相談の実施

定期的な教育相談機関を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。（年２回）

・「子どもを語る会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。（年３回）

・日常での気付き、問題行動について全職員の共通理解を図る。（情報交換会、隔週金曜日）

⑷ 連絡帳や学年（学級便り）の活用

学年便りや連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

５　いじめに対する早期対応（次ページのフロー図参照）

(1)教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、管理職に報告する。

(2)いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

⑶校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は、いじめ認知報告書（様式１）及び必要に応じていじめ状況報告書（様式２）を教育委員会に提出する。※緊急度の高い場合は速やかに教育委員会に一報を入れ指示を受ける。

⑷いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議する。いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びに、その保護者に対する助言を継続的に行う。

なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①　いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の間、継続していること

②　いじめを受けた児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し認められていること

⑸校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

⑹　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめに対する早期対応フローチャート

いじめ問題の発生

児　童

保　護　者

日常の観察

アンケート調査など

【いじめ問題の把握】
情報を得た教職員
〈情報の整理〉
↓
生活指導主任、当該学級担任・学年主任
↓
教頭、校長

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務、生活指導主任、当該学級担任（当該学年主任、養護教諭）
↓
① 報告、共通理解、調査方針・役割分担設定　等
↓
② 聞き取り調査、事実関係確認、記録　等
↓
③ 報告、共通理解、指導・対応の確認（警察等関連機関との連携含む）、役割分担　等
↓
④ 指導・対応（本人、関係者、保護者）、事後指導　等
↓
⑤ 経過観察、保護者との連携　等
↓
（経過によって、必要に応じて指導・対応の検討・確認　等）

市教育委員会への報告

全職員への周知

個別の指導計画への記録（当該担任）

６　重大事態への対応（次ページのフロー図参照）

⑴ 重大事態の定義

① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自殺を企図した場合　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合　など

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」は年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

⑵ 重大事態への対応

① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。

② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。

(ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

(イ) 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。

(ウ) 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。

(エ) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(オ) 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

(カ) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。

・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。

・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(キ) いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）

・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

(ク) いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童・保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。※他の児童のプライバシーの保護など関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

③ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

いじめに関する重大事態への対応フローチャート

いじめ問題（重大事態）の発生

市教育委員会へ発生の報告
↓
市教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

① 学校に重大事態の調査組織を設置

・いじめ対策委員会が、調査組織の母体となる。
・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接、人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める。（市教育委員会、市いじめ問題対策連絡協議会、心理カウンセラー、市教育センター専門職員　等）

② 事実関係を明確にするための調査を実施

・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

③ いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供

・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
・調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

④ 調査結果を市教育委員会に報告

・当該児童や保護者の希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

７　教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

⑴　いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修、外部の指導者を招いての研修、生活指導に関する校外での研修の推進）

⑵　いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

４月のＰＴＡ総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）の機会を設け、いじめの防止に関する保護者の意識向上を図る。

８　いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【表１】荒浜小学校　いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組			
		未然防止		早期発見	その他
		居場所づくり（教職員主導）	絆づくり（児童主体）		
4	入学式 前期始業式 学習参観① PTA総会 通学班会議① 避難訓練①	生活指導情報交換会 学年懇談会 通学班会議①		生活指導情報交換会（毎週金曜日） 学年懇談会	学校いじめ防止基本方針の確認(職員会議)
5	ファミリー班交流遠足 運動会 プール清掃 避難訓練②	運動会	ファミリー班交流遠足	いじめ防止学習	松浜中学校区あいさつ運動① すこやか学習週間①
6	体力テスト （えんま市） 学習参観② 自転車教室、交通安全教室	体力テスト(ファミリー班ごとに測定) 生活アンケート →教育相談		生活アンケート →教育相談	幼保小連携(授業参観) いじめ見逃しゼロ強調月間 浜っ子を育てる会①
7	個別面談 通学班会議② 学習指導改善調査 6年修学旅行	通学班会議②	6年修学旅行	個別面談	
8	ファミリータイム 個別面談	学校評価	ファミリータイム	学校評価全体会 個別面談	
9	避難訓練③ 親善陸上大会 5年宿泊体験活動	生活アンケート	ファミリータイム ファミリー海岸清掃 5年宿泊体験活動	生活アンケート	すこやか学習週間②
10	浜っ子ランニング 前期終業式 後期始業式 移行学級①	浜っ子ランニング	浜っ子ランニング応援		いじめ見逃しゼロ強調月間 松浜中校区あいさつ運動②

					「浜っ子ふわふわ言葉キャンペーン」
11	音楽発表会	音楽発表会 生活アンケート →教育相談	ファミリータイム	生活アンケート →教育相談	絆集会
12	荒小まつり 総合学力調査 個別懇面談(希望者) 通学班会議③ (6年生体験入学)	通学班会議③	荒小祭り準備 荒小祭り	学校評価アンケート② 個別面談(希望者)	人権強調旬間(「心ホット10Days」)
1	書き初め大会	学校評価 給食感謝の会		学校評価全体会	すこやか学習週間③
2	移行学級② 学習参観③		浜っ子総会 6年生を送る会準備 ファミリータイム	学年懇談会	浜っ子を育てる会②
3	通学班会議④ 6年生を送る会 卒業式 後期終業式	通学班会議④ 6年生を送る会 卒業式	6年生を送る会		見守りボランティア感謝の会
日常の取組		分かる授業づくり 道徳教育の充実 社会性の育成 全校集会での講話 生活指導情報交換会(毎週金曜日)	委員会による自治的な取組(月1回程度、浜っ子集会を各委員会が年間1回程度企画・進行) タイムリーな「心ほっとメッセージ」の交換	毎日の児童の観察 記録の蓄積(記録は、PC「児童カルテ」へ)	地域・PTAの安全見守り活動

９　学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から３年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10　家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。

・適時、中学校区学校評議員会（浜っ子を育てる会）学年懇談会等での話し合いを行う。

＊追記資料として、

いじめ防止対策推進法

第九条（保護者の責務等）

1. 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
2. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
3. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
4. 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

新潟県いじめ等の対策に関する条例　（一部抜粋）

（学校及び学校の教職員の責務）

第７条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童 等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を 推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われる ときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

（保護者の責務）

第８条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を 行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

２ 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、 適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

３ 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等 の対策に協力するものとする。

（児童等の役割）

第９条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解 し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通 じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

２ 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行わ れている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、 保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

「資料」

学校の相談窓口

〇学校電話番号　２３－６６１１（担当：教頭）

新潟県のいじめ相談

・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。
〇新潟県いじめ相談電話
０２５－５２６－９３７８
０２５８－３５－３９３０
０２５－２３１－８３５９
〇 24 時間いじめ相談ダイヤル
０５７０－０７８３１０(なやみ言おう)
◆全国どこからでも 24 時間近くの相談員につながります。
（PHS、IP 電話からはつながりません。）

県立教育センターのいじめ相談

・長期的な面接相談にも応じます。
☆電話相談９：１０～１６：００
（土･日･休日を除く）
〇 いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン
０２５－２６３－４７３７
☆来所相談・電話相談
９：００～１７：００（土･日･休日を除く）
〇 県立教育センター教育相談
０２５－２６３－９０２９

警察のいじめ相談

・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
・サポートセンター　８：３０～１７：１５（土･日･休日を除く）
・警察署９：００～１７：４５
（土･日･休日を除く）
〇長岡少年サポートセンター0258-36-4970
〇柏崎警察署0257-21-0110

法務局のいじめ相談

・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。
☆電話・面接・文書相談　月曜日から金曜
８：３０～１７：１５
みんなの人権 110 番
全国共通　人権相談ダイヤル
０５７０-００３-１１０
○ 柏 崎 支 局　0257-23-5226
○ 子どもの人権 110 番　0120-007-110
○ 女性の人権ホットライン　0570-070-810

児童（生徒）相談所の相談

・18 歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。
☆子ども・女性電話相談９：００～２２：００
（年中無休）
〇 子ども・女性電話相談
０２５－３８２－４１５２
☆電話･面接(予約制)相談
８：３０～１７：１５（平日）
〇 長 岡 児童（生徒） 相 談 所
０２５８－３５－８５００

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

いじめ防止対策推進法

〔目　次〕

第一章　総則（第一条～第十条）
第二章　いじめ防止基本方針等（第十一条～第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条～第二十一条）
第四章　いじめの防止等に関する措置（第二十二条～第二十七条）
第五章　重大事態への対処（第二十八条～第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条・第三十五条）
附　則

第一章　総　則

第一条　（目　的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条　（定　義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

第三条　（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第四条　（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

第五条　（国の責務）

国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第六条　（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条　（学校の設置者の責務）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第八条　（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条　（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第十条　（財政上の措置等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　いじめ防止基本方針等

第十一条　（いじめ防止基本方針）

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第十二条　（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第十三条　（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第十四条　（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

３　前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章　基本的施策

第十五条　（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第十六条　（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十七条　（関係機関等との連携等）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第十八条　（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第十九条　（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

３　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

第二十条　（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその

保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

第二十一条　（啓発活動）

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

第二十二条　（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第二十三条　（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第二十四条　（学校の設置者による措置）

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第二十五条　（校長及び教員による懲戒）

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第二十六条　（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第二十七条　（学校相互間の連携協力体制の整備）

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協

力体制を整備するものとする。

第五章　重大事態への対処

第二十八条　（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第二十九条　（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十条　（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

４　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十一条　（私立の学校に係る対処）

学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置

を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条

学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

５　第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第三十三条　（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章　雑　則

第三十四条　（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

第三十五条　（高等専門学校における措置）

高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

第一条　（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条　（検討）

いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理　由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。